

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第16号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(研究職員等の勤務時間の割振りの基準等)</p> <p>第2条 勤務時間等条例第3条第3項の人事委員会規則で定める職員は、人事委員会の定める試験研究機関等（以下この条において「試験研究機関等」という。）に勤務する職員のうち、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第5条第1項第4号の研究職給料表の適用を受ける職員（試験研究機関等の長、次長等を除く。）、試験研究に関する業務の遂行を支援する業務で人事委員会が指定するものに従事する職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）第3条の規定により任期を定めて採用された職員（次条において「研究職員等」という。）とする。</p> <p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第77条第1項</u>に規定する地域生活支援事業のうち人事委員会が別に定めるものを行う施設</p> <p>(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第9条の3 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第55条</u>に規定する一般地方独立行政法人</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(特別休暇)</p>	<p>(研究職員等の勤務時間の割振りの基準等)</p> <p>第2条 勤務時間等条例第3条第3項の人事委員会規則で定める職員は、人事委員会の定める試験研究機関等（以下この条において「試験研究機関等」という。）に勤務する職員のうち、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）<u>以下「給与条例」という。</u>）第5条第1項第4号の研究職給料表の適用を受ける職員（試験研究機関等の長、次長等を除く。）、試験研究に関する業務の遂行を支援する業務で人事委員会が指定するものに従事する職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年岩手県条例第62号）第3条の規定により任期を定めて採用された職員（次条において「研究職員等」という。）とする。</p> <p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第2号及び給与等条例第26条の7第1項第2号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる事業を行う施設又は場所に当該事業を利用する子を出迎え、又は見送るため赴く職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第77条</u>に規定する地域生活支援事業のうち人事委員会が別に定めるものを行う施設</p> <p>(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>第9条の3 [略]</p> <p>2 勤務時間等条例第13条第1項第3号の人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）<u>第8条第3項</u>に規定する一般地方独立行政法人</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>3～7 [略]</p> <p>(特別休暇)</p>

<p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種法（昭和23年法律第68号）<u>第3条第1項</u>の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他人事委員会が定める場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(17)～(21) [略]</p> <p>(22) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における週休日等を除く原則として連続する<u>4日</u>の範囲内の期間</p> <p>(23)～(26) [略]</p>	<p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種法（昭和23年法律第68号）<u>第5条第1項</u>の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他人事委員会が定める場合で、当該職員の介助が必要と認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(17)～(21) [略]</p> <p>(22) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における週休日等を除く原則として連続する<u>5日</u>の範囲内の期間</p> <p>(23)～(26) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。